

鋸南町農機具バンク実施要綱

(趣旨)

第 1 条 町内における不要となった農機具の有効活用を通して農業者の支援を図るため、農機具バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 「農機具バンク」とは、町内にある使用可能な農機具で譲渡可能なものを、町が当該農機具所有者からの申請に基づき登録し、当該登録情報を農機具等の譲受を希望する農業者に提供する農機具登録制度のことである。

2 農機具バンクで登録可能な「農機具」とは、トラクター・耕運機・草刈機・動噴などの農業用機械の他、クワなどの作業用道具とする。

(農機具等の登録申請等)

第 3 条 農機具バンクへ農機具等の登録をしようとする者は、農機具バンク登録申請書(様式第 1 号)に必要な事項を記入の上、申請書を鋸南町地域振興課農林水産振興室まで提出するものとする。ただし、登録する農機具については、現在使用可能である農機具に限る。

2 前項の規定による登録の申請があったときは、その内容・農機具の使用可否等を確認の上、適当と認めたときは農機具バンクに当該農機具を登録し、不適当と認めたときは農機具バンクに当該農機具等を登録しないこととし、農機具バンク登録・不登録通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 登録された農機具は、所有者が管理を行うこととする。

(農機具の登録情報の公表)

第 4 条 登録農機具等の型式、写真その他の情報で農機具バンクの円滑な運営のため必要と認めるものを、町のホームページへの掲載その他の適当と認める方法により公表するものとする。

(変更の届出)

第5条 登録農機具等の所有者は、当該登録農機具等に係る第3条第2項に規定する登録事項の内容に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届出書(様式第3号)により届け出るものとする。

(農機具の登録の取消し)

第6条 登録農機具等について、次の各号のいずれかに該当するときは、農機具バンクの登録を取消すものとする。ただし、第2号に該当する農機具等について改めて第3条第1項の規定による申請があったときは、これを再度登録することができる。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録をした日から2年を経過したとき。
- (3) 所有者から農機具バンク登録抹消申請書(様式第4号)の提出があったとき。

(農機具バンクの利用申請)

第7条 農機具バンクを利用し、登録農機具等を譲り受けようとする者は、農機具バンク利用申請書(様式第5号)に必要事項を記入の上、申請書を鋸南町地域振興課農林水産振興室まで提出するものとする。

2 申請者が次条に規定する要件を満たしていると認めるときは、利用者台帳に必要な情報を登録するものとする。

(農機具バンクの利用者要件)

第8条 農機具バンクを利用し、登録農機具を譲り受けることができる者は、下記のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 本町に居住し、本町で農地を所有している者であること(農地基本台帳への記載)。
- (2) 本町に居住し、本町で農地法(昭和27年法律第229号)又は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第55号)に基づく利用権設定を行い、その農地を耕作している者であること。
- (3) 本町に居住又は今後居住し、新規就農する者であること。
- (4) その他町長が適当であると認める者。

(登録者と利用者の交渉)

第9条 登録農機具等の所有者と利用者との当該登録農機具等の譲渡に関する交渉は、当事者同士が行うものとし、町は、直接これに関与しないものとする。なお、連絡先等必要事項については町担当より知らせる。

(譲渡の報告)

第10条 登録農機具等の譲渡が完了したときは、農機具バンク利用結果報告書(様式第6号)を届け出るものとする。

(その他)

第11条 この制度は、転売など農業に供さない取得については禁止とする。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。